

聖籠町告示第15号

行政不服審査法の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成28年3月17日

聖籠町長 渡邊 廣吉

行政不服審査法の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

(聖籠町国民健康保険被保険者資格証明書交付等取扱要綱の一部改正)

第1条 聖籠町国民健康保険被保険者資格証明書交付等取扱要綱(平成13年聖籠町告示第65号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(表面)中

「
不服申し立て この通知に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県国民健康保険審査会に審査請求することができます。 を

「
不服申し立て この通知に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県国民健康保険審査会に審査請求することができます。 に

改める。

別記様式第3号中

「
不服の申し立て この通知に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県国民健康保険審査会に審査請求することができます。 を

「
不服の申し立て この通知に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県国民健康保険審査会に審査請求することができます。 に

改める。

(聖籠町保育の必要性の認定基準に関する要綱の一部改正)

第2条 聖籠町保育の必要性の認定基準に関する要綱(平成27年聖籠町告示第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第7号及び別記様式第8号中

「

この処分に不服がある場合は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過すると原則として異議申立てをすることができなくなります。

この処分の取消しを求める訴えは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として提起しなければなりません。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると原則として訴えを提起できなくなります。ただし、異議申立てをした場合は、異議申立てに係る決定の通知を受けた日の翌日又は異議申立てに係る決定があった日の翌日から起算します。

を

「

この処分に不服がある場合は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過すると原則として審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しを求める訴えは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として提起しなければなりません。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると原則として訴えを提起できなくなります。ただし、審査請求をした場合は、審査請求に係る裁決の通知を受けた日の翌日又は審査請求に係る裁決があった日の翌日から起算します。

に

改める。

(聖籠町未熟児養育医療事務取扱要綱の一部改正)

第3条 聖籠町未熟児養育医療事務取扱要綱(平成25年聖籠町告示第25号)の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第13号から様式第15号までの規定中

「

【教示】

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に聖籠町長に対して異議申立て

を

をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（聖籠町長が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、異議申立てを行った場合には、処分の取り消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

「
【教示】

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に聖籠町長に対して審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（聖籠町長が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、審査請求を行った場合には、処分の取り消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

改める。

（聖籠町手話奉仕員等派遣事業実施要綱の一部改正）

第4条 聖籠町手話奉仕員等派遣事業実施要綱（平成19年聖籠町告示第3号）

の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中

「
注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

「
注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査

請求をすることができます。

- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

」

改める。

(聖籠町日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正)

第5条 聖籠町日常生活用具給付等事業実施要綱(平成19年聖籠町告示第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号及び別記様式第6号中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

」

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

」

改める。

(聖籠町障害者移動支援事業実施要綱の一部改正)

第6条 聖籠町障害者移動支援事業実施要綱（平成19年聖籠町告示第5号）

の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第4号中

「

注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

」

「

注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

」

改める。

（聖籠町地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業実施要綱の一部改正）

第7条 聖籠町地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業実施要綱（平成19年聖籠町告示第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

「

注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったこと

を

を知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

改める。

(聖籠町訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正)

第8条 聖籠町訪問入浴サービス事業実施要綱(平成19年聖籠町告示第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第4号及び別記様式第5号中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。

- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

改める。

(聖籠町更生訓練費給付事業実施要綱の一部改正)

第9条 聖籠町更生訓練費給付事業実施要綱(平成19年聖籠町告示第8号)

の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

改める。

(聖籠町施設入所者就職支度金給付事業実施要綱の一部改正)

第10条 聖籠町施設入所者就職支度金給付事業実施要綱（平成19年聖籠町告示第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

」

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

」

改める。

（聖籠町生活サポート事業実施要綱の一部改正）

第11条 聖籠町生活サポート事業実施要綱（平成19年聖籠町告示第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第4号中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決

を

定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- 「
- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- 」

改める。

(聖籠町自動車運転免許取得助成事業実施要綱の一部改正)

第12条 聖籠町自動車運転免許取得助成事業実施要綱(平成19年聖籠町告示第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第5号中

- 「
- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- 」

- 「
- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分について
- 」

の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

改める。

(聖籠町自動車改造等助成事業実施要綱の一部改正)

第13条 聖籠町自動車改造等助成事業実施要綱(平成19年聖籠町告示第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

改める。

(聖籠町日中一時支援事業実施要綱の一部改正)

第14条 聖籠町日中一時支援事業実施要綱(平成21年聖籠町告示第32号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号及び別記様式第 4 号中

「

(不服申立て等に係る教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に新潟県知事に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求することができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、上記 1 の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「

(不服申立て等に係る教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に聖籠町長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求することができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に限り、聖籠町を被告として（訴訟におい

に

て聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

改める。

(聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱の一部改正)

第15条 聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱(平成19年聖籠町告示第31号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

「

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することがで

に

きます。

改める。

(聖籠町精神障害者保健福祉手帳交付実施要領の一部改正)

第16条 聖籠町精神障害者保健福祉手帳交付実施要領(平成25年聖籠町告示第29号)の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第7号中

「

付 記

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(この処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算してから6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

「

付 記

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(この処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算してから6箇月以内)に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

改める。

様式第16号を次のように改める。

(様式第16号)

精神障害者保健福祉手帳の
交付にあたって

○手帳の等級に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。

○手帳の等級について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

（聖籠町国民健康保険一部負担金の免除に関する取扱要綱の一部改正）

第17条 聖籠町国民健康保険一部負担金の免除に関する取扱要綱（平成23年聖籠町告示第25号）の一部を次のように改正する。

様式第2中

「

備考

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県国民健康保険審査会（新潟県庁内）に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - （1） 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

を

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県国民健康保険審査会（新潟県庁内）に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

（聖籠町介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等に関する要綱の一部改正）

第18条 聖籠町介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等に関する要綱（平成16年聖籠町告示第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

【不服申立て】

この決定内容について不服がある場合には、この通知を受け取った翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高齢福祉保健 課内

電話 025—285—5511

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処

分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「
【不服申立て】

この決定内容について不服がある場合には、この通知を受け取った翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高齢福祉保健 課内

電話 025—285—5511

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第6号中

「
【不服申立て】

この決定内容に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「 【不服申立て】

この決定内容に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高齢福祉保 健課内

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第7号、別記様式第9号、別記様式第10号、別記様式第16号及び別記様式第17号中

「

【不服申立て】

この決定内容について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高齢福祉保 健課内

電話：025—285—5511

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

を

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」

「

【不服申立て】

この決定内容について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高齢福祉保 健課内

電話：025—285—5511

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

に

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過

しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第20号中

「

【不服申立て】

この決定内容に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高齢福祉保 健課内

電話：025—285—5511

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「

【不服申立て】

この決定内容に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高齢福祉保 健課内

電話：025—285—5511

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったこと

を知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- （1） 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第22号中

「
【不服申立て】

この決定内容に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高齢福祉保健課内

電話：025—285—5511

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- （1） 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「
【不服申立て】

この決定内容に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- （1） 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第24号中

【不服申立て】

この決定内容に不服がある場合には、この通知を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高齢福祉保 健課内

電話：025—285—5511

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- （1） 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【不服申立て】

この決定内容に不服がある場合には、この通知を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

新潟県介護保険審査会／新潟市新光町4番地1 新潟県高齢福祉保 健課内

電話：025—285—5511

【処分取消しの訴え】

この決定内容について不服がある場合には、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

（聖籠町介護保険住宅改修費受領委任払い制度の登録等に関する要綱の一部改正）

第19条 聖籠町介護保険住宅改修費受領委任払い制度の登録等に関する要綱（平成24年聖籠町告示第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第6号中「第57条第1項」を「第82条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の聖籠町国民健康保険被保険者資格証明書交付等取扱要綱、第2条の規定による改正前の聖籠町保育の必要性の認定基準に関する要綱、第3条の規定による改正前の聖籠町未熟児養育医療事務取扱要綱、第4条の規定による改正前の聖籠町手話奉仕員等

派遣事業実施要綱、第 5 条の規定による改正前の聖籠町日常生活用具給付等事業実施要綱、第 6 条の規定による改正前の聖籠町障害者移動支援事業実施要綱、第 7 条の規定による改正前の聖籠町地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業実施要綱、第 8 条の規定による改正前の聖籠町訪問入浴サービス事業実施要綱、第 9 条の規定による改正前の聖籠町更生訓練費給付事業実施要綱、第 10 条の規定による改正前の聖籠町施設入所者就職支度金給付事業実施要綱、第 11 条の規定による改正前の聖籠町生活サポート事業実施要綱、第 12 条の規定による改正前の聖籠町自動車運転免許取得助成事業実施要綱、第 13 条の規定による改正前の聖籠町自動車改造等助成事業実施要綱、第 14 条の規定による改正前の聖籠町日中一時支援事業実施要綱、第 15 条の規定による改正前の聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱、第 16 条の規定による改正前の聖籠町精神障害者保健福祉手帳交付実施要領、第 17 条の規定による改正前の聖籠町国民健康保険一部負担金の免除に関する取扱要綱、第 18 条の規定による改正前の聖籠町介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等に関する要綱及び第 19 条の規定による改正前の聖籠町介護保険住宅改修費受領委任払い制度の登録等に関する要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。